

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月19日  
照会部署名 中国ブロック本部適用・徴収支援部 厚生年金適用支援G  
照会担当者 マニュアルインストラクター (グループ長) 細美 辰雄  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

三戸

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—26

本部受付番号 No. 2010-1147

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

短時間労働者の被保険者資格の取扱いについて

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

健康保険法第3条第1項第2号口

厚生年金保険法第12条第2号口

昭和55年6月6日 内かん(厚生省保険局保険課長、社会保険庁医療保険部健康保険課長、社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長連名)

(内容)

広島国税局(管内税務署)において、繁忙期対策として次のとおり非常勤職員の勤務時間の変更を行なっているが、これらの者について健康保険法及び厚生年金保険法の被保険者として適用すべきか否か。

なお、通常の就労者の勤務時間は7h45mであり、その3/4は約5h49mとなります。

- 勤務時間5h30m/日で2ヶ月以上にわたり継続して雇用している職員を、2月から3月の間において7h/日に変更し、4月から再び5h30m/日で継続雇用

(参考)

広島国税局では、7h 勤務の月が常用的使用関係である期間であり、これが2ヶ月以内であることから適用除外に該当するとの主張を繰り返しているものです。

<対応案>

【健康保険法を例として】

健康保険法 3 条に規定される「2ヶ月以内の期間を定めて使用される者」は、就労の特性から健康保険の一般の被保険者として、「日雇特例被保険者」となる場合を除き、適用は除外されることになるが、定められた期間を超えて使用されることになった場合は被保険者として適用となる。

ただし、昭和 55 年の内かんにより、勤務時間が概ね 3/4 に満たない場合は、常用的使用関係にないものとし、被保険者としての適用からは除外される。

以上のことから、当該案件の者については、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者には該当せず、被保険者として適用すべきであるが、勤務時間が 3/4 に満たない 5h30m の勤務で使用されている期間については、常用的雇用関係にない者として、適用を除外することになると考える。

(本部回答)

健康保険における被保険者とは、健康保険法第 3 条第 1 項に「適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。」とされており、同条第 2 号において「二 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの（イに掲げる者にあっては一月を超え、口に掲げる者にあっては口に掲げる所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。）」とされ、同号「口」において、「二月以内の期間を定めて使用される者」とされており、臨時に使用される者については、「健康保険法の解釈と運用」においては、「臨時に使用される者を除いたのは、健康保険を適用する必要がないためではなく、これらの者は事業所が一定していないために、被保険者の資格喪失、保険料の徴収、保険給付の実施等について技術的困難性が極めて大きいからであり、これらの者はその特性に着目し、日雇特例被保険者として適用されることとされているのである。

臨時に使用される者とは、使用関係の実体が臨時的である者をいい、臨時的な名目によって使用されていても使用関係の実体が常用的であれば、名目のいかんにかかわらず強制被保険者となる。」とされている。

したがって、上記の健康保険法の解釈の主旨等を踏まえると、今回の事例においては、臨時に使用される者とは解することは困難であり、3／4以上の勤務時間で使用される期間については、昭和 55 年の内かんにおける常用的使用関係にあると解し強制被保険者の資格があると判断することが妥当と考える。

また、上記月以外の期間については、就労形態等を総合的に判断すると昭和 55 年の内かんにおける常用的使用関係にないと判断され、強制被保険者の資格がないものと判断することが妥当であると考える。

回答日 平成 22 年 12 月 10 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上